

# 中小企業向け個人情報保護法説明会を開催します。

(平成29年1月26日(木) 14:00～ 京都テルサ)

平成27年9月に改正個人情報保護法が公布され、来年春頃に全面施行されます。これまでは「保有する個人情報の数が5,000以下の事業者」には個人情報保護法が適用されませんでした。今回の改正により個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の対象となります。

そのため、新たに対象となる中小企業や小規模事業者向けに、個人情報の取扱いに関する基本的なルールをご紹介します説明会を開催いたします。中小企業に限らずご興味ある方であればどなたでもご参加いただけますので、この機会を是非ご活用ください。

日時：平成29年1月26日(木) 14:00～16:00

場所：京都テルサ テルサホール(京都市南区)

定員：500名(先着順)

対象：中小企業、小規模事業者、  
個人事業主、  
その他ご興味ある方

参加費：無料



## 参加申込書

〒602-8570 京都府府民生活部府民総合案内・相談センター あて  
(電話 075-411-5000 FAX 075-411-5001  
メール 411-5000@pref.kyoto.lg.jp)

代表者氏名			会社名		
参加者人数			職名		
連絡先	電話				
	FAX				
	e-mail				

※申し込み方法：はがき(住所不要)、電話、ファックス、メールにて説明会前日までに申し込んでください。

※ご記入いただいた個人情報は、本説明会の運営のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。

※個人情報保護委員会ホームページにおいても改正個人情報保護法に関する広報資料を掲載しておりますのでご覧下さい。URL：<http://www.ppc.go.jp/personal/pr/>